

移住定住促進住宅利用者募集要綱

次の移住定住促進住宅の利用者を募集します。

物件名称	移住定住促進住宅（梅池1）		
物件の概要・設備等	物件概要		設備等
	木造2階建		上水道
	延床面積 93.38㎡		村営水道
	3LDK（キッチン・リビング1室、洋間1室、和室2室）		下水道
	敷地内に家庭菜園あり		トイレ
	敷地内に駐車スペースあり		浄化槽
			水洗
		CATV	なし
		インターネット	なし
		その他	
		エアコン：なし、ガスコンロ：なし	
		除雪機：あり	
家賃等	1ヶ月の使用料	敷金	
	50,000円	150,000円	
入居資格等			備考
	利用決定後、住宅住所へ住民票を移せる方。		
	別荘及び季節的な利用は認めません。		
	税金・各種料金に滞納がない方。		利用開始後、滞納が発生した場合は退去いただきます。
	連帯保証人があること。		
	地区会に加入し、活動に参加すること。		
	地区が主催する会議及び行事へ参加すること。		
	ペット等の飼育不可。		
	敷地内の維持管理を行うこと。		
	小谷村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例等を遵守すること。		
契約	令和4年度は令和5年3月31日まで。以降、1年更新とし、令和12年3月31日まで。以降の賃貸に関しては、物件所有者と別途協議。		
入居指定日	令和4年12月20日（火）から令和5年1月20日（金）まで		

1. 応募手続

(1) 応募受付期間

令和4年11月30日（水）から令和4年12月8日（木） 午後5時15分まで

※郵送の場合も受付期間内に到着したものを有効とします。

(2) 提出書類

①移住定住促進住宅利用申込書

②令和3年分 所得証明書

③令和3年分 納税証明書

④顔写真付きの本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

※利用申込書は小谷村公式ホームページからダウンロードしてください。

(3) 応募受付・お問い合わせ先

提出書類は、持参又は郵送で提出してください。

〒399-9494

長野県北安曇郡小谷村大字中小谷丙131

小谷村役場 観光地域振興課 集落支援係

TEL 0261-82-2589（係直通）

E-mail iju@vill.otari.nagano.jp

2. 利用者の決定

応募締切後、書類により選考します。選考の結果、利用候補者が複数名になった場合は、抽選会により、利用候補者を決定します。利用申込者は必ず応募手続きをしてください。

(1) 書類選考

小谷村移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項に基づき、次の優先順位により選考いたします。

第1優先 村外から転入する2人以上の世帯

第2優先 村外から転入する1人の単身者

第3優先 村内の2人以上の世帯

これらに加え、第12条第1項に基づき、入居者及び同居者の人数、年齢、入居申込み時の居住地等を考慮して選考する場合があります。

(2) 抽選会（(1)の書類選考の結果、候補者が複数となった場合に行います。）

日時 令和4年12月15日（木）午前10時30分から

場所 小谷村役場 204会議室

抽選方法

①予備抽選：利用申込み受付順で予備抽選を行い、本抽選のくじを引く順番を決めます。

②本抽選：予備抽選で決めた順番でくじを引き、引いた番号1番の方が利用候補者となります。2番以降の番号の方は、補欠利用候補者となります。

(3) 利用者の決定

抽選会で決定した利用候補者が物件確認（任意で即日開催）後、利用者として決定します。

利用候補者のキャンセルが発生した場合、くじ番号2番の補欠利用候補者から繰り上げて利用候補者とします。利用候補者のキャンセルは令和4年12月20日（月）正午までとします。

補欠利用候補者としての権利の有効期間は抽選日から利用候補者の決定までとします。

3. その他

- ・内覧会は実施しません。
- ・次の施設の入居募集を複数応募することはできません。あらかじめご了承ください。
 - ・長崎上村営住宅
 - ・光明下村営住宅
- ・前利用者が設置したインターネットケーブルの撤去作業が12月中旬頃に実施されます。あらかじめご了承ください。
- ・契約日は令和4年12月20日（火）とします。月額の使用料は12月分から発生し、12月末日までに納付していただきます。また、敷金の納付は12月分の使用料支払期限までに支払う必要があります。
- ・その他募集に関してのご質問などは、上記お問い合わせ先までご連絡ください。